

令和6年1月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年1月23日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時20分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長 県立高校改革担当局長 副局長 教育参事監 総務室長 行政部長 指導部長 支援部長 企画調整担当課長 管理担当課長 行政課長 教職員企画課長 参事兼教職員人事課長 高校教育課長 保健体育課長 子ども教育支援課長 特別支援教育課長	落合 嘉朗 石塚 裕之 羽鹿 直樹 濱田 啓太郎 市川 秀樹 高安 賢昌 増田 年克 古島 そのえ 鈴木 寿則 高橋 敦 増田 慎 野村 雅朗 田村 暢 渡貫 由季子 磯貝 靖子 長田 裕一郎 片山 葉子
--	--

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 1 月定例会 会議日程

日時 令和 6 年 1 月 23 日（火） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

定教第 32 号議案	令和 6 年第 1 回県議会定例会への提案に係る申出について
定教第 33 号議案	令和 6 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について
定教第 34 号議案	令和 6 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について
定教第 35 号議案	人事案件について
定教第 36 号議案	人事案件について
定教第 37 号議案	人事案件について
定教第 38 号議案	人事案件について
定教第 39 号議案	人事案件について
定教第 40 号議案	人事案件について
定教第 41 号議案	人事案件について

日程第 2

報第 23 号	令和 5 年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県立学校の児童・生徒表彰）について
---------	---

日程第 3

請願第 2 号	「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」について
---------	-------------------------------

教育委員会 1月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 1月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員ですけれども、下城委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「令和6年第1回県議会定例会への提案に係る申出について」ほか9件の付議案件があります。
また、日程第2として「令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県立学校の児童・生徒表彰）について」の報告案件があります。
さらに、日程第3として「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」について」の請願があります。
お諮りをいたします。日程第1の定教第32号議案から定教第34号議案までの各議案は、知事への申出に関する案件、また、定教第35号議案から定教第41号議案までの各議案は人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。

下城委員 今日、議事に入る前に、この間、物議を醸しているインターネット出願システムについて、その状況等について教えていただけないでしょうか。

教育長 それでは、渡貫高校教育課長、説明をお願いします。

報告 入学者選抜インターネット出願システムについて
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 このたびの入学選抜インターネット出願システムにおける不具合については、志願者や保護者、中学校など関係者、また、教育委員会委員の皆様においても、ご心配、ご迷惑をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

経緯としては、1月9日火曜日の午後から、「@gmail.com」利用者からメールが返信されないという問合せが入り始めました。システム開発業者が確認したところ、「@gmail.com」利用者のメールがシステムから返信されず、志願前に行う志願者アカウント作成や、住所などの志願者基本情報を入力するためのログインができない事象が発生していることが判明しました。この事態を受けて、県教育委員会ホームページや公立中学校長会等を通して、「@gmail.com」以外のメールアドレスを利用していただけよう周知しながら、システムの復旧に向けた対応を行い、メールマガジン等の配信で実績のあるメール配信事業者の協力を得て、先週19日金曜日の14時頃に不具合を解消し、全ての志願者が出願システムを利用できるようになりました。

今回の不具合の原因については、出願システムで志願者アカウントを作成する際に、システムから送信される志願者宛てのメールが短期間に急増したことから、グーグル側で制限がかかったことによるものと考えられます。原因の詳細を把握するため、現在、システム開発業者に報告書の提出を求めているところです。

出願システムには、志願者一人に対して、主・副二つのメールアドレスまで登録が可能となっておりますが、現在のところ、主が「@gmail.com」以外、副が「@gmail.com」の登録者の利用については、「@gmail.com」以外のメールアドレスの方に返信をする形で、制限をかけている状況で運用しているところです。現在もメール配信業者によるメールの流量のモニタリングを続けており、現在、特に問題はないとの報告を受けております。

今後の対応としては、システム開発業者からの報告書の提出を受けて、再発防止に向けた改善の策を講じていくとともに、システムの安定的な運用を図っていきます。

明日、24日水曜日から志願の受付が始まりますが、Gmail以外のメールも含めたモニタリングを継続し、システム開発業者、メール配信業者、ヘルプデスク等と連携を図りながら、志願者が安心して受検できるよう最善を尽くしてまいります。

報告は以上です。

教育長 一連の経過について、事務局の方から報告しましたが、何かありますでしょうか。

下城委員 この間、復旧というか、原因がはっきりするのに10日もかかったのですか。

高校教育課長 最初、Gmailが集中したことが原因だろうということで、様々、設定の見直しであるとか、外部のSEの方に入ってもらい、コンサルを受けたりとか、原因を究明しながらいろいろ試していたということ、それから、メール配信の事業者を入れようというようなことになったのですが、ここで、すぐにやっていただけるメール配信の事業者を探していたり、また、それをやったところで、問題ないかどうかの検証をして、モニタリングをしながら、確認をしていたというところで10日間かかったということ

す。

下城委員 入学者選抜ということで、業者をお願いをまずしたというところですが、神奈川県ですから、他県と比べても非常に大きな規模だったという。やはり、業者としては、それは想定しなくてはいけない。Gmailの方でブロックされる可能性というのは、やはり、考えなくてはいけなかったのではないかなと思うのです。業者も含めて10日間もかかったというのも、その後の復旧対策の新しい業者の選定とか、システムの選定とか、それに時間がかかってしまうのは分かるのですけれども、初動のところで、業者がそんなに分からなかったものかなと。最初の日に原因は分かったのですよね。

高校教育課長 「@gmail.com」の方だけが返信されていなかったということでしたので、短期間にそのドメインのメールが集中したことが、原因だろうということは。

下城委員 恐らくそうだろうというのは、分かったわけですね。

高校教育課長 はい。

教育長 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 この間、保護者や受検生の人はとても不安な気持ちになっていたと思うのですけれども、その不具合の状況とか、復旧の見込みについて、県教育委員会からどのようなアナウンスがされたのでしょうか。

高校教育課長 県のホームページの方で、1日に2回「現在の状況」というのを出しており、どういう状況かというのを出したときには、公立中学校校長会の方にも、その内容を連絡して、中学校経由で状況の方を連絡していただくというような対応をとっておりました。また、お問合せのお電話をいただいたものに対しては、丁寧に説明しながら対応してきました。

常陸委員 今回の不具合を受けて、フローチャートを発表されたと思うのですけれども、なかなか中学生の方が、パッと見てすぐに理解ができるかということ、そういうサポートも、中学校の先生方に、きちんと進めていただけるようにご依頼いただければと思います。

もう一点。今回、初めてのデジタル出願ということで、トラブルがあった訳なのですけれども、来年度以降も、きちんと今回の反省を踏まえて、このようなトラブルがないようにご対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

高校教育課長 そのようにしたいと思います。

教育長 他にいかがでしょうか。

私からも、このたびのWeb出願システムの不具合については、特定のアドレスに対するメールが届かないということで、そのメールアドレスを持った受検生、保護者の皆様には、現に不安を与えてしまった。本志願の前だということではありますけれども、登録ができないということで、やはり、大丈夫だろうかという心配をあおるような形になってしまった。これについては、事務局としても真摯に受け止めなければいけないですし、私としても、その不具合に対しては、クライアントとして責任を持たなければいけないと思っています。幸い、その後、時間はかかりましたけれど対処して、いよいよ始まる志願に向けては、今のところ、何とか対応できる状況です。ただ、これから志願があり、合格発表があり、それから受検料、それからいろいろな手数料の納付とか、そういったことも全て、今回Webでできるような形になっていますので、その都度、その都度、フェーズがあります。そこはしっかりと見定めていき、今、業者もしっかりとモニタリングをしておりますので、我々もしっかりと神経を配ってやらないと、せっかく、受検者、学校側の負担軽減、そういったものに向けて、初めてWeb出願を導入した訳ですけれども、その趣旨が損なわれることがないようにしていきたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様方からのご指導、ご助言をよろしくお願いしたいと思います。私もしっかりと、システムを見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

この件に関しては、よろしいでしょうか。

それでは、請願の関係ですので、私で引き続き進行いたします。日程第3の請願第2号に入ります。

請願第2号

「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」について

説明者 磯貝保健体育課長

保健体育課長

請願第2号「「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」について」ご説明します。ファイル12をお開きください。2/2ページをご覧ください。本請願は、1月10日付けで県教育委員会宛に提出されたものです。請願者は、資料下部に記載のとおり「神奈川県部活動問題を考える会」です。

まず、「1 請願の趣旨」ですが、神奈川県内の教職員に対し、部活動顧問の委嘱等を行う場合、本人の意向を尊重し、強制性を伴って就任させることがないようにというものです。

「2 請願の理由」については、資料にあるとおりです。また、本請願に対しては、文書での回答を要望されております。同趣旨の請願が県教育委員会に提出されたのは初めてのことで、現在、回答に向けて、事実関係の整理などを進めているところです。

請願についての説明は以上です。

教育長 ただいま事務局からも報告がありましたけれども、この請願第2号については、初めての請願ということで、文書での回答を要望されているということで、事務局でも回答の準備をしているということです。事実関係を整理して、慎重に審議する必要がありますので、この請願の対応、それから、文書での回答内容については、今回は継続審議として、次回、対応を検討したいと思いますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

吉田委員 この文章を見ると、今現在、就任を強制しているのですか。あるいは、している風潮があるのかという、そういったことをいろいろ調べて、そして継続案件にするという理解でよいですか。

教育長 はい。これについては、本日は継続審議ということで、取り扱うことでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、ご異議がないものと認め、請願第2号については、継続審議といたします。

次に、前回の12月定例会の報第18号について、追加報告の申し出がありましたので、野村教職員企画課長から報告をお願いします。

報告 **【12月定例会・報第18号】職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について**
説明者 野村教職員企画課長

教職員企画課長 12月定例会において、報第18号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」に関して、改正の対象となる休暇についてのご質問がありましたので、改めて回答します。

今回、改正となる育児参加休暇ですが、現行の制度では、職員の妻が出産する場合に、出産予定日の前8週間から出産の日以後1年を経過するまでの期間に、出産に係る子、又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できるもので、1日又は時間を単位とし、日数は5日以内としています。つまり、妻の出産の際に、小学校未就学の上の子がいる場合には、上の子の養育のためにも、休暇を取ることができるものとなっています。

今回の改正では、対象を拡大し、職員の子又は子の配偶者が出産する場合に、その

孫の世話をするためにも5日の休暇が認められることになるもので、制度の対象となる孫の年齢は、現行の育児参加休暇と同じです。

説明は以上になります。

教育長

前回の質問に対する補足でしたが、何かありますか。

このような改正ということで、広げたということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行については下城委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

下城委員

それでは、日程第2の報第23号に移ります。

報第23号

令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県立学校の児童・生徒表彰）について

説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長

ファイル11「報第23号」をお開きください。「令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県立学校の児童・生徒表彰）について」です。本件については、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、事務を臨時に代理し、被表彰者を決定しましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の（3）の規定に基づき報告するものです。

それでは、表彰の概要についてご説明します。11/11ページの「報第23号関係」をご覧ください。「1 趣旨」ですけれども、県立学校の児童・生徒の意欲を向上し、もって本県における学校教育のより一層の充実に資することです。

「2 開始年度」「3 対象者」及び「4 表彰候補者の基準」については、資料記載のとおりです。

「5 被表彰件数」です。表の一番右に太枠で囲っているように、個人79件、団体46件の、合計125件を今回表彰することとしました。

「6 審査手続」ですけれども、各県立学校長からご推薦をいただき、記載の手続きを経て、教育長が被表彰者を決定しました。

「7 表彰式」です。1月27日、今週の土曜日ですけれども、県立総合教育センターの講堂において、表彰式を開催する予定となっております。

次に、2/11ページの「被表彰者一覧」をご覧ください。表の左側から「学校名」「個人団体の別」「氏名又は団体名」「学年」、そして、一番右端に表彰の対象となりました「行為・実績等のあらまし」を記載しております。2/11ページから10/11ページまで、計125件の受賞者の行為・実績について詳細を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

私からの説明は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。

吉田委員 この推薦依頼に関して、校長にまず推薦依頼をするというようなことかと思えます。校長先生に温度差がないでしょうか。というのは、神奈川工業高等学校はずらりとあるのに、他の高校は2とか3とか。これに一生懸命の校長先生もいれば、「あまり」という方もいるような感覚を持ってしまうので。その辺のところはどうでしょう。

管理担当課長 おっしゃるとおりです。やはり学校によって、多い少ないというのは実際問題としてあるかと思っており、例年「もっと推薦を」ということで、ご指摘、ご意見をいただくところです。今回も前年より踏み込んでやったこととしては、推薦の依頼時期を早めて、早い段階から声掛けをしたということが一つと、応募期間を長く持ち、なるべく手を挙げるチャンスを、エントリーしていただくチャンスを増やすような工夫はしてきたところですが、さらに、引き続き幅広く声をかけていく必要があるかと考えております。

吉田委員 以前お話しした、鎌倉で、流鏝馬で高校生が馬に乗ってやっていたのを見て、えらく感動して、あのような文化継承等についても推薦してあげてほしいと言った覚えがあるのですが、彼、彼女が、私学か公立だったか記憶にないのですが、いろいろなところにいろいろな情報があるのではないですか。校長先生だけでなく、もっとPTAとかいろいろなところからも「こういった素晴らしいことをやっているよ」とか、そういったところの工夫もよいのではないかなと感じたので、発言させてもらいました。以上です。

下城委員 他にいかがでしょう。

常陸委員 被表彰件数がこれだけ増えたというのは、すごく喜ばしいことだと思うのですが、先ほどの温度差のところ、例えば、推薦書を作成するのにかなり労力がかかるといったようなことというのは、考えられたりはしますでしょうか。それを作るために先生が躊躇するようなことがもしあるとすれば、例えばもう少し簡略化をするようなことも、一つ考えられるかなということでご質問させていただきました。

管理担当課長 おっしゃるとおりのところもあるかと思えます。いろいろな推薦の記載の内容とかも、詳細に書いていただいていたのですが、より簡潔で構わないと考えているところです。記載の様式とかについては、より一層工夫を図って、エントリーしやすいような形で、努力していきたいと考えています。

下城委員 他にいかがでしょうか。私からも一言だけ。

今後に向けての要望なのですが、今回の推薦されている学校を見ていると、やはり工業高校とか特殊性のある、特徴のある高校からの推薦が多いように見受けま
す。逆に言うと、受験トップ校です。入試ではパフォーマンスが上がっている、進学
ではパフォーマンスが上がっているところから、あまり出てきていない。今後に向け
て、普通科高校というのも、ただ大学進学のための予備校的な勉強をさせるというだ
けではなくて。なぜこのような話をするかというと、STEAM教育の授業研究とい
うのを、光陵高校でやってきたばかりなので、リベラルアーツのAが入ったわけ
です。単に理工系のというだけではなくて、人間的にも大きくなっていくという、普通
科高校の今後の大きな改編といいますか、今までみたいな、受験予備校的な位置付け
ではなくて、やはり、生徒一人一人の将来性を見据えてという。だから、受験トップ
校だと、あまり特色がつかないというのではなくて、やはり、受験トップ校であって
も、それぞれに文化的な活動とか、特色のある学校づくりをしていきながら、そこで
被表彰者をきちんと出していくという方向に、校長先生たちも、考え方を切り換えて
いかなくてはいけないのではないかと思います。要望です。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、次に日程第1の定教第
32号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定に
より、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、
総務室長、指導部長、支援部長、企画調整担当課長、管理担当課長、高校教育課長、
子ども教育支援課長、特別支援教育課長を指定します。

(9時57分非公開の会議に入り、11時20分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といた
します。

令和6年1月23日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第32号議案

- ・ 子ども教育支援課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第33号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第34号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第35号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第36号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第37号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第38号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第39号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第40号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第41号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。